

# 千葉県報

号外  
令和6年10月11日

## 主要目次

### 選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録の基準日
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日
- 衆議院比例代表選出議員選挙における市の区域を分けて設けた開票区

## 選挙管理委員会告示

### 千葉県選挙管理委員会告示第十九号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹  
基準日 令和六年十月十四日。ただし、年齢の算定については、令和六年十月二十七日とする。

### 千葉県選挙管理委員会告示第二十号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和六年十月十五日である。

令和六年十月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

### 千葉県選挙管理委員会告示第二十一号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙につき、市川市及び船橋市の区域を分けて、次のとおり開票区を設けた。

令和六年十月十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 市川市

開票区の名称

開票区の区域

二 船橋市

市川市第一開票区	第一から第三十一までの各投票区の区域
市川市第二開票区	第三十二から第七十八までの各投票区の区域
開票区の名称	開票区の区域
船橋市第一開票区	第一から第三十九までの各投票区の区域
船橋市第二開票区	第四十から第八十四までの各投票区の区域

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八